

## 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 794 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 10 月 17 日  
株式会社エルアイイーエイチ  
MAG パートナース株式会社

2024 年 10 月 17 日

東京都中央区銀座八丁目 9 番 13 号  
株式会社エルアイイーエイチ  
代表取締役社長 下岡 寛

千葉県松戸市本町 19-14  
MAG パートナース株式会社  
代表取締役 山口 豊彦

株式会社エルアイイーエイチ（以下、「エルアイイーエイチ」といいます。）とMAGパートナーズ株式会社（以下、「MAGパートナーズ社」といいます。）は2024年9月24日に両社間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年10月17日を効力発生日として、エルアイイーエイチを株式交換完全親会社、MAGパートナーズ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第794条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示すべき事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 株式交換が効力を生じた日

2024 年 10 月 17 日

### 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

- （1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）  
会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った MAG パートナース社の株主はありませんでした。
- （2）会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）  
会社法第 785 条の規定に基づく請求を行った MAG パートナース社の株主はありませんでした。
- （3）会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）  
該当事項はありません。
- （4）会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）  
該当事項はありません。

### 3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- （1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）  
該当事項はありません。
- （2）会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）  
本件株式交換は簡易株式交換であり、エルアイイーエイチの株主による株式買い取り請

求はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

会社法第 799 条の規定による異議を述べたエルアイイーエイチの債権者はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 項）

本件株式交換によりエルアイイーエイチが取得した MAG パートナース社の株式の数は普通株式 160 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) エルアイイーエイチは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したエルアイイーエイチの株主はありません。
- (2) MAG パートナース社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 9 月 24 日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) エルアイイーエイチは、本株式交換に際して、本株式交換によりエルアイイーエイチが MAG パートナース社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の MAG パートナース社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式 1 株につきエルアイイーエイチの普通株式 81,000 株の割合をもって割当交付いたしました。エルアイイーエイチが割当交付した普通株式の合計は 12,960,000 株です。
- (4) 本株式交換により増加したエルアイイーエイチの資本金および準備金は以下のとおりです。
  - ①資本金：0 円
  - ②資本準備金：会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
  - ③利益準備金：0 円

以上